

2019年6月28日
企業会計基準委員会

改正実務対応報告第18号

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

公表にあたって

当委員会では、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）における、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号「リース」」という。）及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース (Topic 842)」（以下「ASU第2016-02号「リース」」という。）の取扱いを検討してまいりました。

今般、2019年6月27日開催の第411回企業会計基準委員会において、標記の改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、2019年3月25日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」の取扱い

本実務対応報告では、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討を行った。

審議においては、「本実務対応報告の考え方」に基づき、これらの会計基準の基本的な考え方が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないこととしている¹。

(参考)

IFRS 第 16 号「リース」については、IFRS のエンドースメント手続の結果、「削除又は修正」を行わないこととされ、2018 年 12 月 27 日に改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」が公表されています。

当該エンドースメント手続においては、IFRS 第 16 号「リース」に関する論点を識別し、「削除又は修正」の要否の検討を行いました。特に、中心的な論点である「すべてのリースに係る資産及び負債の認識」及び「単一の費用認識モデル」については、それぞれ次のような観点から一定の評価を行ったうえで、IFRS 第 16 号「リース」について総合的な評価を行っております。

すべてのリースに係る資産及び負債の認識

- ・ IFRS 第 16 号「リース」の根幹をなすモデルの有用性の観点
- ・ 実務上の困難さの観点

単一の費用認識モデル

- ・ 会計基準に係る基本的な考え方の観点

本実務対応報告における、実務対応報告第 18 号の修正項目の見直しについての検討においては、上記の IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続の結果を参考に、実務対応報告第 18 号の「本実務対応報告の考え方」に基づき、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」が我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かについて検討を行いました。

なお、我が国の会計基準におけるリース会計の取組みは、別途、審議を行っております。

¹ 実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」では次のとおり定められている。

在外関連会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、及び国内関連会社が指定国際会計基準又は「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第 18 号に準じて行うことができるものとする。

■ **適用時期**

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

以 上